



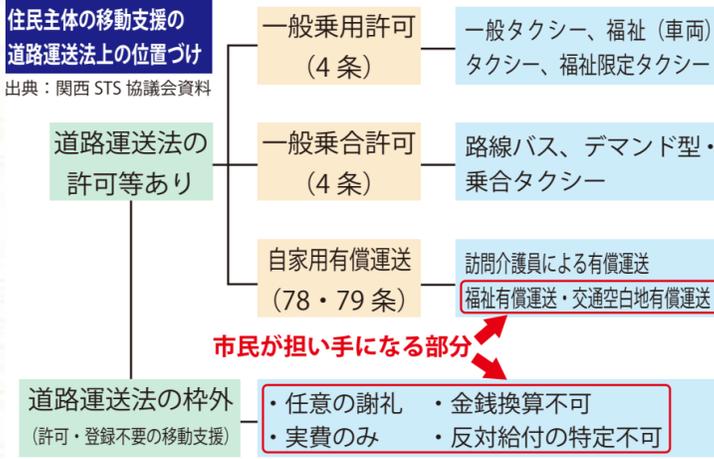
助け合い輸送の可能性を探る

コロナ禍、そしていわゆる 2024 年問題を前に、各地の公共交通機関が大ピンチに陥っているという報道が昨今多数出ています。なかには運転士不足を理由に列車や路線バスの大幅な減便を余儀なくされたり、タクシーの台数が大幅に減少した地域もあります。そんななか有償サービスとして脚光を集めている「ライドシェア」と並び、改めて脚光を集めているのが地域住民のボランティアによる「助け合い輸送」です。

状況のおさらい

2020 年以降のコロナ禍で鉄道やバス、タクシーといった交通機関は大幅に乗客を減らし、2022 年頃から鉄道やバスの減便が相次ぎました。またウクライナ情勢や円安などを背景に燃料費等が高騰し、加えて運輸業界の労働時間の規制が厳しくなる「2024 年問題」なども相まり、バス業界では深刻な運転士不足に見舞われ、運転士不足を理由に路線廃止や減便に踏み切る事業者が続出しています。タクシーもコロナ禍による運転士の退職が増え、その後の復職が進まないことから観光地を中心にタクシー不足となっていると指摘されています。構造的な問題として、バスやタクシー運

転士の低賃金が指摘されていますが、それを解消するには運賃改定や行政による財政支援等が必要となり、すぐに解消できる問題ではなさそうです。現在、自家用車で乗り合わせる「ライドシェア」解禁の議論が急速に進んでいますが、古くから続けられている「助け合い輸送」も再び注目されています。



道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について (国土交通省通達)

- 1-1 利用者からの給付が、好意に対する任意の謝礼と認められる場合
2- 利用する・しないに関わらず会費等が一律の場合
- 2-1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
2-2 ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合
- 3 利用者からの給付がガソリン代実費、道路通行料、駐車料金等の特定費用のみの場合
- 4-1 市町村の事業として市町村の車両で実施されるなど、利用者の負担がゼロの場合
2- 自家輸送の場合
3- 子どもの預かりや家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる場合
4- 非営利法人等の使用車両の購入費や維持費を市町村が補助する場合
5 介護保険財源からドライバーにボランティアポイントが付与される場合
6 利用者の所有車両で送迎を行う場合

上記は関西 STS 協議会のまとめによる簡易版です。
全文は <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>

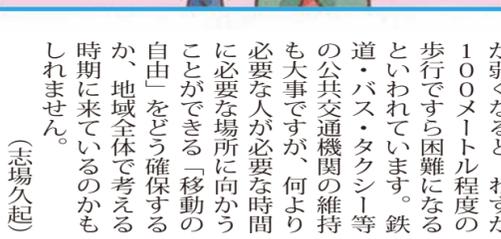
有償運送として認められ有償運送を行うケースでは、白ナンバーの車両を使用することができません。一方で、道路運送法の許可や登録が不要な「移動支援」として右表の形態があります。和歌山県内でもガソリン代実費のみ負担してもらおう形での移動支援を行っている団体が複数あります。一般に「助け合い輸送」なども言われています。

助け合い輸送とは 助け合い輸送の利用者は「無償」もしくは「実費のみ支払う」とが原則となっています。運転手に対してならんらかの報酬が出るわけではなく、原則自身の乗用車を使い、無報酬のボランティアでの運転となります。また保険についてもカバー範囲にも限界があることを利用者も認識する必要があります。紀北地域で助け合い輸送を手掛ける、あるボランティアグループによると、活動開始当初は利用者も趣旨を理解してくれてはいたものの、時間の経過とともに趣旨への理解が低下して、必要以上のサービスを求められるケースや、利用者が増えるなど自動車運転と自動車を運転してとれるボランティアとのマッチングが不調に終わるケースもみられるようになったといわれています。そこで、特に利用が多い曜日・行き先に「定期便」を設定し、利用をできるだけ集約し、利用者がボランティアも参加しやすくする工夫などをしていくそうです。本来はタクシーを利用したいけれども経済的な余裕が少ない高齢者や、タクシーの台数が少なく気軽に利用できない住民等の中で、このような助け合い輸送が広がるのが期待されます。なかには自治体が車両を準備し、事業の運営を地元住民に委ねる事例も出ています。

助け合い輸送の課題

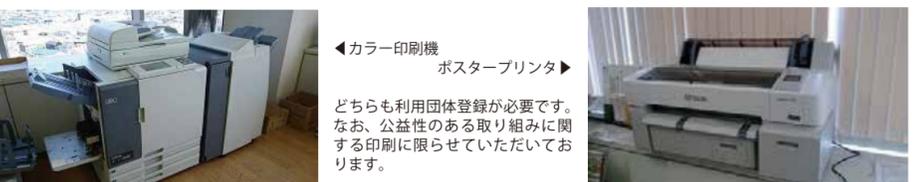
県内では道路運送法に定義された福祉有償運送もしくは交通空白地有償運送を実施しようとする事業者は少ないと調整を進めたものの、法令で定められた事業者間の協議が不調に終わり実施できなかった事例、逆に福祉有償運送ができる体制は整えたものの、担い手となる事業者が現れなかったという事例が確認されているなど、既存の制度が有効に活用できなかったケースもみられます。

こうしたケースと違い、助け合い輸送は既存の制度外で、比較的自由に事業が可能ですが、原則として無償か実費程度しか受け取れません。運転手の好意に委ねられることから、高い倫理性や運転技能の維持が求められます。輸送を必要とする方と、輸送に携われる方のマッチングも手間がかかることから、意外にハードルが高いという指摘もあります。身体機能が衰え足腰が弱くなると、わずか100メートル程度の歩行ですら困難になるといわれています。鉄道・バス・タクシー等の公共交通機関の維持も大事ですが、何より必要な人が必要な時間に必要な場所に向かうことができる「移動の自由」をどう確保するか、地域全体で考える時期に来ているのかもしれない。



みなさんの「地域を元気にする」活動を応援します！ 和歌山県 NPO サポートセンターをご利用ください

和歌山ビッグ愛 9 階にある和歌山県 NPO サポートセンターは、県民のみなさまの公益的な活動を総合的に応援する施設です。ご利用をお待ちしています！



カラー印刷機
ポスタープリンター

どちらも利用団体登録が必要です。なお、公益性のある取り組みに関する印刷に限らせていただいております。

ご利用いただける団体

和歌山県内で NPO 法人、NPO・ボランティア団体、公益社団・公益財団法人、一般社団・財団法人などの組織形態で、公益性のある活動をおこなっている団体。
※ ご相談や情報収集は個人・企業の方でもご利用いただけます。

ご相談

- ▶ NPO 法人の設立・運営（定款変更や事業報告、役員変更等）にまつわる実務
 - ▶ NPO・ボランティア団体の運営実務
 - ▶ 企業の社会貢献活動等のパートナーとしての NPO 法人等のマッチングなど
- ※ ご相談は、窓口・メール・オンライン等で承っています。来所の場合はご予約ください。

情報収集・発信

- ▶ NPO・ボランティア団体のイベント情報の収集と発信
- ▶ 助成金をはじめとした各種支援情報の収集と発信
- ▶ 法律で定められた NPO 法人の情報公開資料（事業報告書等）の閲覧・縦覧
- ▶ NPO 等に関する書籍貸し出し等

各種事務機器

カラー印刷機、ポスタープリンタなどをご利用いただけます（一部機器を除き、実費負担が必要です）。

会議室

会議室を無料でご利用いただけます。
※ 会議室は和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」、和歌山県青少年活動センターとの共用で、申込み受付と管理は男女共同参画センターが担当しています。

情報ブログ・メールマガジン

当センターに届いたイベント情報や助成金等の活動支援情報はブログ（随時更新）、メールマガジン（毎月 2 回配信）で発信しています。



イベント情報



助成金等情報

メルマガ配信登録はこちら



和歌山県 NPO サポートセンター

和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9 階
受付時間 9:00 ~ 20:50 (日曜日は 17:30) 休館日: 月曜・祭日・年末年始
TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425
E-mail info@wakayama-npo.jp
わかやま NPO 広場 <https://www.wakayama-npo.jp/>